

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

安全衛生関係

事務所その他の作業場における衛生基準の見直しについて

事務所における清潔保持や休養のための措置、事務所の作業環境等、事務所衛生基準規則（昭47.9.30 昭47労令43。以下、事務所則）等で規定されている衛生基準については、制定されてから50年近く経過している。その間の社会状況の変化を踏まえて、関係省令の改正が行われた。ここでは、令和3年12月1日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行することとされた「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（厚労令188。以下、改正省令）の内容について解説する。併せて、事務所則および労働安全衛生規則（昭47.9.30 昭47労令32。以下、安衛則）について、一部運用の見直しが行われているため紹介する。

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令 3.12.1 厚労令188）

池田麻里子 特定社会保険労務士（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

1 改正の趣旨

厚生労働省は、「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書（令和3年3月24日公表）における提言等を踏まえ、事務所その他の作業場における労働者の清潔保持や休養のための措置、事務所の作業環境等のために事業者が講ずべき措置等、事務所則および安衛則について所要の改正を行った（令和3年12月1日施行。ただし、下記

2[1]は令和4年12月1日施行）。

2 事務所則の改正の概要

[1]照度等（10条1項関係、令和4年12月1日施行）

事業者が適合させなければならない労働者を常時就業させる室（以下、室）の作業面の照度基準に関し、作業の区分を従来の「精密な作業」「普通の作業」「粗な作業」の3区分から「一般的な事務作業」および「付随的な事務作業」の2区分に改めた[図表1]。

事業者が適合させなければならない室の作業面の照度基準は、上記の区分に従い、「一般的な事務作業」については300ルクス以上、「付随的な事務作業」については、150ルクス以上とした。

図表1 照度の基準

内容	改正前		改正後	
	作業の区分	基準	作業の区分	基準
照度	精密な作業	300ルクス以上	一般的な事務作業	300ルクス以上
	普通の作業	150ルクス以上	付随的な事務作業	150ルクス以上
	粗な作業	70ルクス以上		

図表2 便所の設置基準の概要

区 分	便房、箇所数（※変更なし）
男性用大便所の便房	同時に就業する男性労働者60人以内ごとに1個以上
男性用小便所の箇所	同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上
女性用便所の便房	同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1個以上

[注] 本改正により、独立個室型の便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減ずることも可能とされた。

【本改正の趣旨】

照度不足の際に生じる、眼精疲労や文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止するものであり、その観点から、すべての事務所に対して適用するものである。また、高齢労働者も含めたすべての労働者に配慮した視環境の確保を図る必要があることから、必要に応じて、個々の労働者に視力を眼鏡等で矯正することを促した上で、作業面における照度を適切に確保することが重要である。

なお、個々の事務作業に応じた適切な照度については、本条に定める基準を満たした上で、日本産業規格JIS Z 9110に規定する各種作業における推奨照度等を参照し、健康障害を防止するための照度基準を事業場ごとに検討の上、定めることが適当である。

【2】便所(17条の2関係)

便所の設置基準について、同時に就業する労働者が常時10人以内である場合は、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、事業者が、

男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた1個の便房により構成される便所（以下、独立個室型の便所[※]）を設けることで足りることとした【図表2】。

※独立個室型の便所とは、男性用と女性用に区別しない、それ単独でプライバシーが確保されている便所のことをいい、仕切り板または上部もしくは下部に間隙のある壁等により構成されている便房から成る便所と対をなす概念の便所。

また、男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所または女性用便所の便房の数、もしくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする、同時に就業する労働者の数について、独立個室型の便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減ずることができる。

【本改正の趣旨】

作業場に設置する便所については、作業場の規模にかかわらず男性用と女性用に区別して設置することが原則である。一方、住居として使用する

ことを前提に建築された集合住宅の1室を作業場として使用している場合など、建物の構造や配管の敷設状況から男性用便房、男性用小便所、女性用便房のすべてを設けることが困難なケースもある。このような場合も例外なくそれぞれの便房等を設置しようとする、作業環境の悪化などが生ずるおそれがあることから、同時に就業する労働者の数が常時10人以内である場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、例外的に男女別による設置は要しない。既に男女別の便所を設置している場合、便所の一部を廃止する等は不適切な対応とされている。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(平18.12.8 政令379)に規定されている車いす使用者用便房やオストメイト対応の水洗器具を設けている便房から成る便所についても、要件を満たす場合は、当然、独立個室型の便所に該当する。

さらに、障害のある労働者への配慮や、高齢労働者の利便性の改善等、便所に対するニーズは多様化していることから、男性用と女性用をそれぞれ設置した上で、独立個室型の便所を付加的に設ける場合は、便房をそれぞれ一定程度設置したものと取り扱うことができる旨を新たに規定した。

3 安衛則の改正の概要

[1] 便所(628条の2、677条関係)

2[2]と同様の改正で、併せて、貸与建築物の便所に関する規定についても改正となった。

[2] 救急用具(旧634条関係)

事業者が少なくとも備えなければならない救急用具の品目について定めている規定を削除した。本改正で、事業場において労働災害等により労働者が負傷し、または疾病に罹患^りした場合には、速

やかに医療機関に搬送することが基本であること、および事業場ごとに負傷や疾病の発生状況が異なることから、事業場に一律に備えなければならない品目についての規定は削除されている。ただし、負傷等の状況や事業場が置かれた環境によっては、事業場において負傷者の応急手当を行う場合もあるため、リスクアセスメントの結果や、安全管理者や衛生管理者、産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果を踏まえ、事業場において発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを備え付けることとした。この場合、マスクやビニール手袋、指手洗浄薬等、負傷者などの手当の際の感染防止に必要な用具および材料も併せて備え付けておくことが望ましい。なお、事業場において労働災害が発生した際に、速やかに医療機関へ搬送するのか、事業場において手当を行うのかの判断基準、救急用具の備え付け場所・使用方法等をまとめた対応要領を事業場において、あらかじめ定めておくことが望ましいとされている。

4 運用見直しについて

[1] 事務所則関係

事務所則の各条文に係る運用見直しの内容を[図表3]に示す。休憩の設備は、事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましく、休養室等は、専用設備として設けなくとも、随時利用が可能となる機能を確保することで足りるが、入り口や通路から直視されないよう目隠しを設ける等、設置場所の状況等に応じた配慮がなされることが重要とされた。

[2] 安衛則関係

安衛則の各条文に係る運用見直しの内容を[図表4]に示す。休憩の設備、休養室等については、事務所則における運用見直しと同様である。

洗身の設備、更衣室を設ける場合は、性別を問わず安全に利用できる必要があることから、プライバシーの確保に配慮すべきこととされた。

5 実務上のポイント

労働者が、その生活時間の多くを過ごす職場について、清潔を保持するための措置や、休養のための措置、良好な作業環境の確保等は、快適な職場環境に欠かせないものである。各事業場での便

所の使用、維持・管理に関するルール等や労働災害等が発生した場合の対応要領、必要な休憩設備内に備えるべき設備などについては、衛生委員会等で調査審議し、検討することが望ましい。個人差への配慮、女性活躍の推進、高齢労働者や障害のある労働者等の働きやすさを意識し、その職場で働く労働者の意見をできるだけ反映した措置を講ずることが重要である。

図表3 事務所則の運用見直し

項目	見直し内容
測定方法 (一酸化炭素・二酸化炭素の含有率) (8条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 一酸化炭素、二酸化炭素の含有率の測定器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可能 一酸化炭素：定電位電解法による測定器 二酸化炭素：非分散型赤外線吸収法（NDIR）による測定器
更衣設備 (18条2項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 更衣室を設ける場合は、性別を問わず安全に利用できる必要があることから、プライバシーの確保に配慮する 各事業場のニーズに応じて設ける更衣室やシャワー施設も同様
休憩の設備 (19条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 事業場ごとに、休憩の設備の広さや、各事業場のニーズに基づく休憩設備内に備えるべき設備については、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて設置することが望ましい
休養室等 (21条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 休養室または休養所は、事業場において病弱者、生理日の女性等に使用させることを趣旨として設けられるものであり、長時間の休養等が必要な者については、速やかに医療機関に搬送または帰宅させることが基本であることから、専用設備として設けなくとも、随時利用が可能となる機能を確保することで足りる プライバシーの確保のために、入り口や通路から直視されないよう目隠しを設ける、関係者以外への出入りを制限する、緊急時に安全に対応できる等、設置場所の状況等に応じた配慮がなされることが重要

図表4 安衛則の運用見直し

項目	見直し内容
休憩の設備 (613条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 事務所則における運用見直しと同様
発汗作業に関する措置 (617条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 本条の「塩」には、塩飴や塩タブレット等のほか、スポーツドリンクなどの飲料水中に含まれる塩分も当然に含む
休養室等 (618条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 事務所則における運用見直しと同様
洗身の設備、更衣室 (625条1項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 洗身の設備、更衣室を設ける場合は、性別を問わず安全に利用できる必要があることから、プライバシーの確保に配慮する 各事業場のニーズに応じて設けるシャワー設備、更衣室も同様